

広島市地域共生社会実現計画（広島市地域福祉計画）答申（案）新旧対照表（中間取りまとめ（案）との比較）

項目	旧（中間取りまとめ（案））	新（答申（案））	備考
目次 ※ ページ数のみの修正は省略	資料編 （前略） 3 広島市地域共生社会実現計画（広島市地域福祉計画）___の 検討経過 …………… 76	資料編 （前略） 3 広島市地域共生社会実現計画（広島市地域福祉計画） <u>答申の</u> 検討経過 …………… 76	【市としての修正】 ・ 答申としての検討経過であることが分かるようにした。
第1編－第1章－第3（P.3）	第3 他の福祉分野の個別計画との関係 本市は、福祉分野の個別計画として、「広島市高齢者施策推進プラン」や「広島市障害者計画」、「広島市子ども・子育て支援事業計画」等を策定しており、_____ _____ _____本計画は、これらの福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置付ける <u>こと</u> としています。	第3 他の福祉分野の個別計画との関係 本市は、福祉分野の個別計画として、「広島市高齢者施策推進プラン」や「広島市障害者計画」、「広島市子ども・子育て支援事業計画」等を策定しており、 <u>これらの個別計画においては、福祉サービスの対象者の区分ごとに具体的な個別の施策について網羅的に定めています。</u> <u>これに対し、本計画は、これらの福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置付けるものであり、本市における地域福祉の推進の観点から、施策の方向性と地域福祉に係る施策について記載することとし、個別計画に記載された施策を網羅的に重複して記載することはしていません。</u>	【審議会委員からの意見に基づく修正】 ・ 地域福祉計画が個別計画記載の施策を重複して記載するものではないことを明示した（中間取りまとめで反映済み。）。
第1編－第1章－第4（P.3）	第4 広島市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との関係 （前略） なお、地区社会福祉協議会では、自分たちの活動を総合的・計画的に進めるため、 <u>3年～5年</u> を期間とする「小地域活動計画（福祉のまちづくりプラン）」を策定しています。 （以下略）	第4 広島市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との関係 （前略） なお、地区社会福祉協議会では、自分たちの活動を総合的・計画的に進めるため、 <u>_____5年</u> を期間とする「小地域活動計画（福祉のまちづくりプラン）」を策定しています。 （以下略）	【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ 市社会福祉協議会の福祉のまちづくりプラン策定支援事業実施要綱では、プランの実施期間が5年と定められているため、修正した。
重層的な圏域のイメージ図 （P.6）	（図略） （第6圏域：市の圏域の右側の枠囲み） 市役所、児童相談所、 <u>障害発達</u> 支援センター、市社会福祉協議会_____ など	（図略） （第6圏域：市の圏域の右側の枠囲み） 市役所、児童相談所、 <u>発達障害者</u> 支援センター、市社会福祉協議会、 <u>NPO等市民活動団体、民間企業</u> など	【審議会委員からの意見に基づく修正】 ・ 前段については、障害発達支援センターという名称の施設は存在しないため、修正した（中間取りまとめで反映済み。）。 ・ 後段については、NPO等市民活動団体や民間企業との協働も重要であるため、追加した。
第1編－第4章－第3（P.10）	第3 各福祉分野に共通した取組の推進 生活困窮者の自立支援や居住に課題を抱える人への支援、_____ _____権利擁護、虐待への対応など、（以下略）	第3 各福祉分野に共通した取組の推進 生活困窮者の自立支援や居住に課題を抱える人への支援、 <u>高齢者や障害者等の</u> 権利擁護、虐待への対応など、（以下略）	【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ 高齢者や障害者等の権利擁護であることが分かるように、追加した。
第1編－第4章－第4（P.10）	第4 地域における包括的な支援体制づくり （前略）地域コミュニティや関係団体と行政とが連携を強化する中で、実情に即した支援ができるよう体制全体の強化に努め_____ _____ていきます。	第4 地域における包括的な支援体制づくり （前略）地域コミュニティや関係団体と行政とが連携を強化する中で、実情に即した支援ができるよう体制全体の強化に努め、 <u>地域と協働し地域をしっかりと支えています。</u>	【審議会委員からの意見に基づく修正】 ・ 市民と対等な立場でこれからの地域・福祉を共につくっていくという行政の協働の姿勢をより明確にするため、追加した。
第1編－第5章（P.11）	第5章 計画期間 本計画の計画期間は、平成31年度（2019年度）から <u>新元号</u> 5年度（2023年度）までの5年間とします。	第5章 計画期間 本計画の計画期間は、平成31年度（2019年度）から <u>令和</u> 5年度（2023年度）までの5年間とします。	【市としての修正】 ・ 改元により修正した。

項目	旧（中間取りまとめ（案））	新（答申（案））	備考
第1編—第7章（P.11）	<p>第7章 基本理念 （前略） 本計画においても、「市民の誰もが住み慣れた地域で生活を送れる地域社会」という考え方を引き継ぎながら、「支え合いによる地域福祉の再構築」を通じ、_____地域共生社会を実現するという考え方を加えることとし、次のとおり、基本理念を定めます。</p> <p>基本理念 市民の誰もが住み慣れた地域で、_____それぞれに役割を持ち、お互いに支え合い、心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現</p>	<p>第7章 基本理念 （前略） 本計画においても、「市民の誰もが住み慣れた地域で生活を送れる地域社会」という考え方を引き継ぎながら、「支え合いによる地域福祉の再構築」を通じ、<u>行政との協働の下</u>、地域共生社会を実現するという考え方を加えることとし、次のとおり、基本理念を定めます。</p> <p>基本理念 市民の誰もが住み慣れた地域で、<u>行政との協働の下</u>、それぞれに役割を持ち、お互いに支え合い、心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現</p>	<p>【審議会委員からの意見に基づく修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民と対等な立場でこれからの地域・福祉を共につくっていくという行政の協働の姿勢をより明確にするため、追加した。
第2編—第2章—第3-1-(3)（P.16）	(3) 高齢者の社会参加を的確かつ効果的に促進するとともに、地域団体の活性化や充実_____につながることも視野に入れながら、高齢者いきいき活動ポイント事業を充実します。	(3) 高齢者の社会参加を的確かつ効果的に促進するとともに、地域団体の活動の活性化や充実、 <u>介護予防の推進</u> につながることも視野に入れながら、高齢者いきいき活動ポイント事業を充実します。	<p>【市としての修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者いきいき活動ポイント事業は、介護予防の推進につながることを明確にするため、追加した。
第2編—第3章（P.17）	<p>第3章 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制を_____、次に掲げるとおり構築します。</p> <hr/> <p>（以下略） （前略）本市としては、保健師の地区担当制の全区展開__により各地域に地域共生社会の実現に向けた取組を広めていくことや人的・物的な支援を行うことで、地域住民の自主的な活動の促進に努めます。</p>	<p>第3章 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制<u>について</u>、次に掲げるとおり構築を目指すこととし、<u>計画期間内において</u>、<u>現在、東区で行われているモデル的な取組を他地区にも広げ、その成果を踏まえ、全市的な展開に向けて施策の推進を図ります。</u></p> <p>（以下略） （前略）本市としては、保健師の地区担当制の全区展開<u>等</u>により各地域に地域共生社会の実現に向けた取組を広めていくことや人的・物的な支援を行うことで、地域住民の自主的な活動の促進に努めます。</p>	<p>【審議会委員からの意見に基づく修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画期間内にどこまでを実現する予定とするのか明確にするため、修正した（中間取りまとめで反映したものを一部修正。）。 「等」は、保健師の地区担当制以外の地域における取組もあり得るため、追加した。
第2編—第3章—第1-1（P.17）	<p>第1 地域住民等が地域における問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境等の整備 1 （前略）主体的に要援護者を見守り、地域における問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境を<u>整備</u>_____します。</p>	<p>第1 地域住民等が地域における問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境等の整備 1 （前略）主体的に要援護者を見守り、地域における問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境の<u>整備</u>を<u>目指</u>します。</p>	<p>【審議会委員からの意見に基づく修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画期間内にどこまでを実現する予定とするのか明確にするため、修正した（中間取りまとめで反映したものを一部修正。）。
第2編—第3章—第1-2-(1)（P.17）	(1) 住民・市民のキーパーソンの例 民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会____福祉____委員、（以下略）	(1) 住民・市民のキーパーソンの例 民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会 <u>地域福祉推進</u> 委員、（以下略）	<p>【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「福祉委員」（設置率40%）よりも「地域福祉推進委員」（要綱設置、設置率100%）の方がキーパーソンになり得るため、修正した。

項目	旧（中間取りまとめ（案））	新（答申（案））	備考
第2編－第3章－第1－2－(2) (P. 17)	(2) 専門職・専門機関のキーパーソンの例 区役所（地区担当保健師等）、 地域包括支援センター、（以下略）	(2) 専門職・専門機関のキーパーソンの例 区役所（地区担当保健師等）、 <u>区社会福祉協議会（生活支援 コーディネーター）、</u> 地域包括支援センター、（以下略）	【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ 区社会福祉協議会（生活支援コーディネーター）もキーパーソンになり得るため、追加した。
第2編－第3章－第1－3－(1) (P. 18)	(1) 町内会・自治会への加入促進を始め地域団体の活性化に取り 組みます。 <u>市社会福祉協議会では、地域において「町内会・自 治会活動活性化検討委員会」を設置し、町内会・自治会自らの 活動点検や、町内会加入率低下の要因分析、好事例の収集を行 い、実践することを検討することとしており、この取組に必要 な協力</u> を行います。	(1) 町内会・自治会への加入促進を始め地域団体の活性化に取り 組みます。 <u>また、各町内会・自治会が実施する加入促進のため の取組について、町内会長等が情報交換する機会を設けるとと もに、先進的な活動事例を収集し、インターネット等により情 報提供を行うなど、各町内会・自治会が主体的に行う活動に対 する支援</u> を行います。	【市としての修正】 ・ 市の取組の例示としては、町内会・自治会が設ける「町内会・ 自治会活動活性化検討委員会」よりは、市として加入促進の取 組に係る情報交換の機会を設けることの方がより適当である と考え、修正した。
第2編－第3章－第1－3－(3) (P. 18)	(3) （前略）市社会福祉協議会の「 <u>シニア応援センター</u> 」 においてボランティアの登録などの取組を促進します。	(3) （前略）市社会福祉協議会の「 <u>ボランティア情報センター</u> 」 においてボランティアの登録などの取組を促進します。	【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ 「シニア応援センター」ではボランティア登録を行っておら ず、ボランティアの相談に応じるのは「ボランティア情報セン ター」であるため、修正した。
第2編－第3章－第2－1 (P. 18)	1 （前略）地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情 報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐ ことのできる体制を <u>整備</u> します。	1 （前略）地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情 報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐ ことのできる体制の <u>整備</u> を目指します。	【審議会委員からの意見に基づく修正】 ・ 計画期間内にどこまでを実現する予定とするか明確にするた め、修正した（中間取りまとめで反映したものを一部修正。）。
第2編－第3章－第2－2 (P. 18)	2 この相談支援体制の <u>中核を担うのは</u> 、（中略）住民主体の福 祉のまちづくりを行ってきた地区社会福祉協議会が <u>ふさわ</u> しいと考えられます。	2 この相談支援体制の <u>整備</u> においては、（中略）住民主体の福 祉のまちづくりを行ってきた地区社会福祉協議会が、 <u>その核と なっていくことが望ましい</u> と考えられます。	【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ 地区社会福祉協議会に過度な負担を負わせるものではないこ とを明らかにするため、修正した。
第2編－第3章－第2－4－(2) (P. 19)	(2) 各地区社会福祉協議会が活動拠点を整備することを、市・区 社会福祉協議会と連携して促進します。この拠点の整備に併せ て地区社会福祉協議会の事務局機能の充実 <u>を</u> 図るとともに、（以下略）	(2) 各地区社会福祉協議会が活動拠点を整備することを、市・区 社会福祉協議会と連携して促進します。この拠点の整備に併せ て地区社会福祉協議会の事務局機能の <u>充実や事務の効率化</u> を 図るとともに、（以下略）	【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ 地域団体の活動を活性化するために、事務の効率化といった ソフト面の支援も必要であるため、追加した。
第2編－第3章－第2－4－(3) (P. 19)	(3) 複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応す るため、保健師の地区担当制を導入し、アウトリーチによる訪 問指導、健康相談などの地区活動を積極的に <u>行い、</u> 各地区が抱える課題を把握 し、住民・関係機関と連携しながら解決に向けて取り組みます。	(3) 複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応す るため、保健師の地区担当制を導入し、アウトリーチによる訪 問指導、健康相談などの地区活動を積極的に <u>行うとともに、</u> <u>市・区社会福祉協議会及び地域包括支援センターに配置した生 活支援コーディネーターと連携し、</u> 各地区が抱える課題を把握 し、住民・関係機関と連携しながら解決に向けて取り組みます。	【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ 複合的な課題等への対応に当たっては、生活支援コーディネ ーターとの連携も有効であるため、追加した。
第2編－第3章－第3－1 (P. 19)	1 （前略）地区社会福祉協議会だけでは対応し難い複合的で複 雑な課題や制度の狭間にある課題等について、地区担当保健師 の支援を受け、多機関が協働し て包括的に受け止める相談支援体制を <u>整備</u> します。	1 （前略）地区社会福祉協議会だけでは対応し難い複合的で複 雑な課題や制度の狭間にある課題等について、地区担当保健師 や <u>生活支援コーディネーター等の支援を受け、</u> 多機関が協働し て包括的に受け止める相談支援体制の <u>整備</u> を目指します。	【前段：市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ 地区社会福祉協議会だけでは対応し難い課題については、生 活支援コーディネーター等の支援を受けることが有効である ため、追加した。 【後段：審議会委員からの意見に基づく修正】 ・ 計画期間内にどこまでを実現する予定とするのか明確にする ため、修正した（中間取りまとめで反映したものを一部修正。）。

項目	旧（中間取りまとめ（案））	新（答申（案））	備考
第2編－第3章－第3-4-(3) (P. 20)	(3) _____障害のある子どもへの支援について、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた適切な支援を行うために、こども療育センターや医療機関との連携・強化を図るとともに、地域において発達支援の中核的役割を担う児童発達支援センター及び児童発達支援事業所などの専門機関相互の連携やこれらの機関と保育園、幼稚園、学校等との連携を深めるなど、相談支援体制の充実を図ります。_____	(3) 発達障害を含む障害のある子どもへの支援について、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた適切な支援を行うために、こども療育センター、_____児童発達支援センター及び児童発達支援事業所などの専門機関相互の連携やこれらの機関と保育園、幼稚園、学校等との連携を深めるなど、相談支援体制の充実を図ります。さらに、これら専門機関と医療機関の連携の強化も図っていきます。	【冒頭：市としての修正】 ・ 「障害のある子ども」には、発達障害がある子どもを含んでいることを明確にするため、追加した。 【その他：審議会委員からの意見に基づく修正】 ・ こども療育センターとその他の専門機関相互の連携が重要であることから、そのことを明確にするため、修正した。
第2編－第4章－第1(P. 20)	第1 社会福祉法人__による公益的活動の促進 (新設)	第1 社会福祉法人等による公益的活動の促進 3 地域生活課題の解決を図るためには、町内会・自治会等の地縁組織だけでなく、課題解決型といわれる機能組織（NPO等市民活動団体、社会福祉法人等）との連携が必要となるため、市社会福祉協議会等の中間支援組織のリーダーシップの下に行われる活動主体のプラットフォームづくりについて、必要な協力を行います。	【審議会委員からの意見に基づく修正】 ・ NPOや当事者組織といった市民活動団体等との連携も重要であるため、追加した（中間取りまとめで反映済み。）。
第2編－第4章－第1-1 (P. 20)	1 ____社会福祉協議会が行っている地区社会福祉協議会を中心とした地域活動_____や生活困窮者支援、社会的__孤立____へへの個別支援などの取組について、更なる充実・強化が図られるよう、_____社会福祉協議会の活動基盤、体制強化への支援を行います。	1 市・区社会福祉協議会が行っている地区社会福祉協議会を中心とした地域活動への支援や生活困窮者支援、社会的に孤立している人への個別支援などの取組について、更なる充実・強化が図られるよう、市・区社会福祉協議会の活動基盤、体制強化への支援を行います。	【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ ここでいう「社会福祉協議会」が「市・区社会福祉協議会」を指すことを明確にするため、修正した。
第2編－第4章－第1-2 (P. 20)	2 社会福祉法人が、地域における福祉ニーズを反映した公益的な取組を行うことができるよう、必要な指導・援助を行います。	2 社会福祉法人が、地域における福祉ニーズを反映した公益的な取組を行うことができるよう、必要な支援_____を行います。	【審議会委員からの意見に基づく修正】 ・ 「指導・援助」よりも「支援」の方が適切であるため、修正した。
第2編－第5章－第3-1 (P. 21)	1 高齢者や障害者が_____住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、日常生活での契約や財産管理を支援する_____成年後見制度の普及促進、後見等の業務を適正に行うことのできる担い手の育成に取り組みます。	1 認知症、精神障害、知的障害等により判断能力が不十分であるために権利擁護支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しながら、生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行う成年後見制度を運用するとともに、成年後見制度の普及促進、後見等の業務を適正に行うことのできる担い手の育成に取り組みます。	【前段：市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ 成年後見制度の対象者を明確にするため、修正した。 【後段：審議会委員及び市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ 本人の意思を尊重すること、身上監護の役割も重要となっていることを明確にするため、修正した。
第2編－第5章－第3-2 (P. 21)	2 （前略）保健・医療・福祉・司法が連携する仕組みである地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方について、関係機関と共に_____検討します。	2 （前略）保健・医療・福祉・司法が連携する仕組みである地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方について、関係機関と調整の上、検討します。	【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ 検討の主体が市であることを明確にするため、修正した。

項目	旧（中間取りまとめ（案））	新（答申（案））	備考
第2編－第5章－第3－4 (P. 22)	(新設)	<u>4 高齢者については、高齢者虐待防止ネットワークを形成し、子どもについては、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、関係機関と連携して、虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援等に取り組みます。</u>	【審議会委員からの意見に基づく修正】 ・ 虐待対応について、関係機関との連携が重要であるため、追加した。
第2編－第5章－第3－5 (P. 22)	<u>4 虐待を受けた高齢者や障害者、子ども等を一時保護できる体制の整備を図るほか、虐待対応職員の研修の充実など虐待の防止</u> に向けた取組を推進します。	<u>5 虐待を受けた高齢者や障害者、子ども等を一時保護できる体制の整備を図るほか、虐待対応職員の研修の充実など虐待の早期対応</u> に向けた取組を推進します。	【審議会委員からの意見に基づく修正】 ・ 記載している取組は、虐待の早期対応のための取組であるため、修正した。
第2編－第5章－第3－6 (P. 22)	<u>5 母子健康手帳交付時の保健指導や、こんにちは赤ちゃん事業等で把握した子育ての負担が重い</u> と考えられる家庭に対し、保健師による家庭訪問等の支援を行い、孤立化の防止や育児の負担感等の軽減を図ります。	<u>6 母子健康手帳交付時の保健指導や、こんにちは赤ちゃん事業等で把握した子育てに支援を要する</u> と考えられる家庭に対し、保健師による家庭訪問等の支援を行い、孤立化の防止や育児の負担感等の軽減を図ります。	【審議会委員からの意見に基づく修正】 ・ 別図3 地域の包括的な支援体制「支援の実践例」事例5(P. 31)の中の「支援を要する」という表現に合わせるため、修正した。
別図1 地域の包括的な支援体制「目標像」(P. 23)	(全圏域にまたがる枠組み) (新設)	(全圏域にまたがる枠組み) <u>NPO等市民活動団体、民間企業</u>	【審議会委員からの意見に基づく修正】 ・ NPO等市民活動団体や民間企業との協働も重要であるため、追加した。
別図1 地域の包括的な支援体制「目標像」(P. 23)	(町内会・自治会の圏域の枠組み) 町内会・自治会、民生委員・児童委員、近隣住民、ボランティア、 <u>民間企業（郵便局等）等</u> (小学校区の圏域の枠組み) (新設) (中学校区の圏域の枠組み) 市・区社会福祉協議会 (新設)	(町内会・自治会の圏域の枠組み) 町内会・自治会、民生委員・児童委員、近隣住民、ボランティア、 <u>社会福祉法人、民間企業（郵便局等）等</u> (小学校区の圏域の枠組み) <u>地域支え合い協議体</u> (中学校区の圏域の枠組み) 市・区社会福祉協議会 <u>(生活支援コーディネーター等)</u> <u>課題解決のサポート等</u>	(町内会・自治会の圏域の枠組み) 【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ 社会福祉法人も見守りや日常業務の中で異変や問題を発見することが可能であるため、追加した。 (小学校区の圏域の枠組み) 【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ 地区社会福祉協議会が地域生活課題の解決に向けて取り組むに当たり、地域支え合い協議体の協力を得ることも考えられるため、追加した。 (中学校区の圏域の枠組み) 【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ 地区社会福祉協議会が地域生活課題の解決に向けて取り組むに当たり、生活支援コーディネーターのサポート等を受けることが有効であるため、追加した。
別図1 地域の包括的な支援体制「目標像」の説明文 (P. 23)	【町内会・自治会の圏域】 町内会・自治会の圏域では、町内会・自治会、民生委員・児童委員、近隣住民、ボランティア、 <u>民間企業（郵便局等）</u> が、見守りや日常業務の中で異変や問題を発見します。	【町内会・自治会の圏域】 町内会・自治会の圏域では、町内会・自治会、民生委員・児童委員、近隣住民、ボランティア、 <u>社会福祉法人、民間企業（郵便局等）</u> 等が、見守りや日常業務の中で異変や問題を発見します。	【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ 社会福祉法人も見守りや日常業務の中で異変や問題を発見することが可能であるため、追加した。

項目	旧（中間取りまとめ（案））	新（答申（案））	備考
別図 1 地域の包括的な支援体制「目標像」の説明文（P. 24）	<p>【小学校区の圏域】 （前略） 地区社会福祉協議会の構成団体である地区民生委員児童委員協議会、（中略）小・中学校PTA等_____</p> <p>_____の協力を得ながら、課題の解決に向けて検討を行い、検討結果に基づき、町内会・自治会等と連携しながら課題の解決に向けて取り組むとともに、</p> <p>__地域生活課題が専門的・包括的な支援が必要な場合には、中学校区の圏域にある地域包括支援センター等のコーディネート機関の相談支援包括化推進員_____に支援を求めます。</p>	<p>【小学校区の圏域】 （前略） 地区社会福祉協議会の構成団体である地区民生委員児童委員協議会、（中略）小・中学校PTA等<u>や見守りネットワークづくりを通じて地域の関係者が情報共有及び連携強化を推進する地域支え合い協議体の協力を得ながら、課題の解決に向けて検討を行い、検討結果に基づき、町内会・自治会等と連携しながら課題の解決に向けて取り組みます。</u></p> <p>地域生活課題が専門的・包括的な支援が必要な場合には、中学校区の圏域にある地域包括支援センター等のコーディネート機関の相談支援包括化推進員<u>や市・区社会福祉協議会（生活支援コーディネーター等）</u>に支援を求めます。</p>	<p>【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前段については、地区社会福祉協議会が地域生活課題の解決に向けて取り組むに当たり、地域支え合い協議体の協力を得ることも考えられるため、追加した。 後段については、地区社会福祉協議会が地域生活課題の解決に向けて取り組むに当たり、生活支援コーディネーターのサポート等を受けることが有効であるため、追加した。
別図 2 地域の包括的な支援体制「目標像に至るプロセス」(P. 25)	<p>「町内会・自治会の圏域」及び「小学校区の圏域」のステップ① （前略） （新設）</p> <p>（以下略）</p>	<p>「町内会・自治会の圏域」及び「小学校区の圏域」のステップ① （前略）</p> <p>・<u>地域住民の気付きや関心につながる取組（市社会福祉協議会の「やさしさ発見プログラム」、公民館のボランティア養成講座等）の実施</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>【審議会委員からの意見に基づく修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標像に至るプロセスとしては、まずは、地域住民が地域の問題に気付く・認識することが必要であるため、追加した（中間取りまとめで反映済み。）。
別図 2 地域の包括的な支援体制「目標像に至るプロセス」(P. 25)	<p>「小学校区の圏域」のステップ② （前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区社会福祉協議会の__拠点を整備 <p>（以下略）</p> <p>「小学校区の圏域」のステップ③ （前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> __拠点が整備できた地域を中心に取組を実施する地区社会福祉協議会を拡大 <p>（以下略）</p>	<p>「小学校区の圏域」のステップ② （前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区社会福祉協議会の<u>活動拠点</u>を整備 <p>（以下略）</p> <p>「小学校区の圏域」のステップ③ （前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>活動拠点</u>が整備できた地域を中心に取組を実施する地区社会福祉協議会を拡大 <p>（以下略）</p>	<p>【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「拠点」が、地区社会福祉協議会の活動拠点を指していることを明確にするため、追加した。
別図 2 地域の包括的な支援体制「目標像に至るプロセス」(P. 25)	<p>「中学校区の圏域」のステップ② 地域における総合相談事業の_____拡大</p> <p>（以下略）</p>	<p>「中学校区の圏域」のステップ② 地域における総合相談事業の<u>モデル実施</u>の拡大</p> <p>（以下略）</p>	<p>【市としての修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 正確な表現に修正した。

項目	旧（中間取りまとめ（案））	新（答申（案））	備考
別図 3 地域の包括的な支援体制「支援の実践例」事例 1 (P. 26)	事例 1「 <u>近隣ミニネットワークによる見守り</u> 」 事例 2「 <u>ボランティアバンクの活用による支援</u> 」	事例 1「 <u>地区社会福祉協議会等の取組による課題解決</u> 」	【審議会委員からの意見に基づく修正】 ・ 市社会福祉協議会は、近隣ミニネットワーク、ボランティアバンク等を一体のものとして進めているため、二つの事例を統合した。
別図 3 地域の包括的な支援体制「支援の実践例」事例 2 (P. 27)	【課題解決に向けたプロセスと地域における問題の把握】 ③ 相談を受けた地区担当保健師は、地域包括支援センターの職員と共に本人に家庭訪問を行う（家庭訪問の結果、本人には精神疾患があるが、通院しておらず、問題行動を起こす人として地域住民に認知されていることが分かる。）。 (以下略)	【課題解決に向けたプロセスと地域における問題の把握】 ③ 相談を受けた地区担当保健師は、地域包括支援センターの職員と共に本人に家庭訪問を行う（家庭訪問の結果、本人は_____、問題行動を起こす人として地域住民に認知されていることが分かる。）。 (以下略)	【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ 典型例として適当ではないため、修正した。
別図 3 地域の包括的な支援体制「支援の実践例」事例 3 (P. 28)	【課題解決に向けたプロセスと地域における問題の把握】 ③ 相談を受けた地区担当保健師は、民生委員等と共に家庭訪問を行う（(中略) また、_____金銭管理がうまくできず、家のローンも支払えないため売却を考えていることが分かる。）。 ⑥ ぐらしサポートセンターの職員は、市社会福祉協議会の <u>金銭管理の支援事業</u> を活用するとともに、 _____家の売却手続を _____支援する。 (図の中の枠囲み) (新設)	【課題解決に向けたプロセスと地域における問題の把握】 ③ 相談を受けた地区担当保健師は、民生委員等と共に家庭訪問を行う（(中略) また、 <u>判断能力が不十分なことにより金銭管理がうまくできず、家のローンも支払えないため売却を考えていることが分かる。</u> ）。 ⑥ ぐらしサポートセンターの職員は、市社会福祉協議会の <u>福祉サービス利用援助事業「かけはし」</u> の利用を検討し、日常生活部分の <u>金銭管理の支援</u> につなげる。また、 <u>家の売却手続については、不動産業者等につなぎ、スムーズに手続が行われるよう支援する。</u> (図の中の枠囲み) <u>市社会福祉協議会</u>	【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ ③については、「かけはし」の対象者を明確にするため、修正した。 ・ ⑥については、「かけはし」の正式名称を明示するとともに、ぐらしサポートセンターが家の売却手続を行うとの誤解を避けるため、修正した。 (図の中の枠囲み) 【市社会福祉協議会からの意見に基づく修正】 ・ 「かけはし」による支援を行うのが市社会福祉協議会であることを明示するため、追加した。

項目	旧（中間取りまとめ（案））	新（答申（案））	備考
別図 3 地域の包括的な支援体制「支援の実践例」事例 4 (P. 29)	（事例タイトルの注釈） （新設） 【課題解決に向けたプロセスと地域における問題の把握】 ④ 地域包括支援センターの職員は、関係機関（民生委員、 <u>精神科病院</u> 等）を集めてケース検討会議を開催し、本人等の今後の支援方策について協議を行う（会議の結果、本人には精神科病院への入院治療を勧め、父と母はそろってサービス付き高齢者向け住宅へ入居することを検討することとなる。）。 ⑤ 地区担当保健師は、 <u>精神科病院</u> に協力を依頼し、本人に入院を勧める（入院勧奨の結果、本人は入院する。）。 ⑦ <u>精神科病院</u> において本人の入院治療が始まるとともに、同病院の相談員は、本人の退院後の単身での在宅生活に向けて、生活訓練を行う。 （図の中の枠囲み） <u>精神科病院</u>	（事例タイトルの注釈） ※「8050 問題」とは、80 代の高齢の親と働いていない独身の 50 代の子とが同居している世帯に係る問題をいう。 【課題解決に向けたプロセスと地域における問題の把握】 ④ 地域包括支援センターの職員は、関係機関（民生委員、 <u>　　</u> 病院等）を集めてケース検討会議を開催し、本人等の今後の支援方策について協議を行う（会議の結果、本人には <u>　　</u> 病院への入院治療を勧め、父と母はそろってサービス付き高齢者向け住宅へ入居することを検討することとなる。）。 ⑤ 地区担当保健師は、 <u>　　</u> 病院に協力を依頼し、本人に入院を勧める（入院勧奨の結果、本人は入院する。）。 ⑦ <u>　　</u> 病院において本人の入院治療が始まるとともに、同病院の相談員は、本人の退院後の単身での在宅生活に向けて、生活訓練を行う。 （図の中の枠囲み） <u>　　</u> 病院	【市としての修正】 <ul style="list-style-type: none"> 「8050 問題」という言葉について補足的に説明するため、注釈を追加した。 典型例として適当ではないため、修正した。
別図 3 地域の包括的な支援体制「支援の実践例」事例 7 (P. 32)	（新設）	事例 7「児童の虐待が疑われる世帯への支援」	【審議会委員からの意見に基づく修正】 <ul style="list-style-type: none"> 虐待への対応やNPOの関与について分かる事例を追加した。
資料編-3 (P. 76)	3 広島市地域共生社会実現計画（広島市地域福祉計画）<u>　　</u>の検討経過 （新設）	3 広島市地域共生社会実現計画（広島市地域福祉計画）<u>答申</u>の検討経過 <u>（答申の検討経過の表を追加）</u>	【市としての修正】 <ul style="list-style-type: none"> 答申の検討経過が分かるようにした。